

瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金について

この補助金は、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としています。

瑞穂町の住民基本台帳に登録されている方で、保育料、特定負担額及びその他納付金(※)を私立幼稚園等に納入した園児の保護者を対象に行うもので、保育料、特定負担額及びその他納付金(※)の一部が補助されるものです。

※その他納付金が補助対象経費となる方は、下記の区分①、②(③のうちひとり親世帯等)の世帯の第1子、2子、また区分①から⑤の世帯の第3子以降のお子さんです。それ以外の方は、その他納付金については補助対象外になります。

【令和元年度補助基準額】

区分	補助基準額(月額/園児1人あたり)		
	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯	9,700円	10,700円	10,700円
②住民税非課税・住民税所得割額非課税世帯			
	うち、ひとり親世帯等		
	上記以外		
③住民税所得割額77,100円以下の世帯	5,300円	6,300円	10,100円
	上記以外		
④住民税所得割額211,200円以下の世帯			10,100円
⑤住民税所得割額256,300円以下の世帯			9,500円
⑥上記以外の世帯			6,300円

※補助基準額と実際に施設に支払った特定負担額又はその他納付金(施設維持管理費等)を比べ、低い金額が補助額となります。

【例】区分②のひとり親世帯等(補助金純額9,700円/月額)、特定負担額:5,000円/月額の場合

補助基準額:9,700円 > 特定負担額:5,000円 となるため、補助額は5,000円/月額となります。

【補助対象経費】

在園する園の区分	対象経費
子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)	園則で定めた特定負担額(基準以上の職員配置の人員費、施設的环境維持向上のための費用等)
子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園	下記以外の世帯
	上記①、②の世帯の第1子、第2子 ③のうち、ひとり親等世帯の第1子、2子 上記①～⑤の世帯の第3子以降のお子さん
	保育料
	保育料 + その他納付金(園則で定められた、施設維持管理費、冷暖房費、自習教材費等)

※世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算します。なお、所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定します。

※単身赴任等の事情により、居住地が別の場合でも、経済的に私立幼稚園等に在籍する幼児の属する世帯と一体性がある場合には、同一世帯として所得割課税額を合算します。

※第1子とは、1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児です。

※第2子、第3子以降とは、私立幼稚園、特別支援学校幼稚部又は保育所等(保育所、認定こども園、児童発達支援施設、

医療型児童発達支援施設及び情緒障害児短期治療施設通所部をいう。以下同じ。)に通園し、又は特例保育、家庭的保育事業等を利用する又は小学校(1～3年生)の兄又は姉(第2子の場合は、1人、3子以降の場合は、2人以上)がいる場合の幼児です。

ただし、町民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子計算(第2子以降等)に係る年齢制限等を設けず、生計を一にする子は多子計算に含めることができます。(年齢に関わらず生計を一にする兄又は姉がいる幼児を第2子以降等の扱いとします。)

※ひとり親世帯等とは、以下に該当する方が保護者又は保護者と同一の世帯に属する世帯のことです。

①生活保護法に規定する要保護者、②ひとり親世帯、③身体障害者手帳の交付を受けた方、④愛の手帳(療育手帳)の交付を受けた方、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、⑥特別児童扶養手当の支給対象児童、⑦障害基礎年金受給者

※令和2年度対象幼児

満3歳児 満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに、年度の途中から幼稚園に入園した園児

3歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日までに出生した幼児

4歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日までに出生した幼児

5歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日までに出生した幼児

※補助金の振込時期

補助金(4月から8月分(前期分))は、令和2年8月下旬に指定口座へ振込を予定しています。

補助金(9月から3月分(後期分))は、令和3年3月下旬に指定口座へ振込を予定しています。

○瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書の書き方について

ア. 在園児1人につき1枚記入してください。

イ. 世帯状況は園児と生計を一にする方全員記入してください。

ウ. 下欄の在園証明については幼稚園で記入します。

エ. 平成31年1月2日以降に瑞穂町に転入された方は、前住所地で発行される平成31年(令和元年)度区市町村民税課税(非課税)証明書または、納税通知書の写しを添付してください。

令和2年1月2日以降に瑞穂町に転入された方は、前住所地で発行される令和2年度区市町村民税課税(非課税)証明書または、納税通知書の写しを添付してください。

オ. 横田基地内に居住の方は、平成31年(令和元年)中の収入が分かる書類を添付してください。

カ. 補助金の交付は振込先金融機関の普通口座に振込みをします。

キ. 金融機関名等については、記入漏れや合併に伴い支店名、支店番号等が変更になっている場合もありますので間違いのないよう記入してください。また、振込名義人については、保護者口座を記入してください。

ク. 印は朱肉を使うもの(認印)を使用してください。シャチハタは不可です。

ケ. 続柄は園児から見た時の関係を記入してください。

コ. 記入漏れのないよう確認してください。

○ 申請書の提出先 **在園する幼稚園又は認定こども園**

○ 提出締切日 **在園する園が指定する日まで**

*問い合わせ先

瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 042-557-8658(直通)

記入例

瑞穂町瑞穂私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書

ふりがな	みずほ じろう	申請日	令和2年 6月 1日	年齢	(令和2年4月1日現在)
園児氏名	瑞穂 二郎 (性別 男)	生年月日	平成26年 6月 10日生	5 歳	
※令和2年4月以降に入園した場合は、記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 年 月入園 ・入園料の支払 (有・無) ※いずれかに○を付けてください。					

瑞穂町長 あて
上記の園児について
・瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を申請します。
・上記補助金は、下記の振込口座に振り込んでください。
(申請者に代わり私立幼稚園の設置者へ交付する場合(代理受領)は、
瑞穂町長あてに振り込んでください。)

園児と生計を一にする方全員を記入してください(単身赴任等で住居が別であるが、経済的に生活を一にしている方及び父母以外の扶養義務者も記入してください。)

【世帯の状況】該当する場合は、をしてください。(園児を含め同一世帯について御記入ください)

生活保護世帯 ひとり親世帯 親で児童扶養手当受給世帯
 身体障害者手帳交付世帯 愛の手帳(療育手帳)交付世帯
 特別児童扶養手当受給世帯 障害基礎年金受給世帯 精神障害者保健福祉手帳交付世帯

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名・学年	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名・学年
瑞穂 太郎	父	S56.6.12	38	〇〇会社	瑞穂 三郎	弟	H29.9.28	2	
瑞穂 華子	母	S57.7.17	37						
瑞穂 一郎	兄	H23.8.22	8	〇小学校3年					
瑞穂 二郎	本人	H26.6.10	5	〇幼稚園年長					

補助金の交付に当たって、以下の事項について承諾します。

- ・世帯に係る町民税課税状況について公簿で確認すること。
- ・上記世帯の状況に該当する項目がある場合は、世帯状況(手帳交付、需給理由等)を確認すること。
- ・瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱第7条第4項の規定により、保育料に限り、申請者に代わり、私立幼稚園の設置者へ交付される場合(代理受領)があること。また、当補助金の代理受領に関する情報として必要と認められる場合に、私立幼稚園の設置者へ提供することがあること。

申請者氏名(保護者) 瑞穂 太郎 (印)

住所	郵便番号(190-1221) 瑞穂町大字箱根ヶ崎××××										
口座名義人	フリガナ	ミズホ タロウ	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇							
	氏名	瑞穂 太郎									
振込先金融機関	役場	銀行・信用金庫 農協・信用組合	子育て支店	預金種別	普通・当座						
				口座番号	1	2	3	4	5	6	7

在園証明
上記の園児又は幼児は、当幼稚園に在園していることを証明します。
年 月 日
在園証明の欄は各幼稚園が記入します。
園長 (印)